

サービス内容

- ・ 食事の提供・・・・・・・・・・・・ 食事時間等は、次のとおりです。

朝食	7：30～	8：30
昼食	11：30～	12：30
夕食	17：30～	18：30

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則、2階の食堂にてお取りいただきます。
- ・ 入浴（一般浴・機械浴）
- ・ 日常生活の世話
- ・ 送迎
- ・ 生活相談
- ・ 口腔機能向上
- ・ 健康管理
- ・ レクリエーション等

サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- ① 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- ② 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。

利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の事由で必要な場合は、利用者の家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

利用料、その他の費用の額

(1) 特別養護老人ホームの利用料

ア 基本利用料

基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、ご利用者の介護保険の負担割合に応じてご負担いただきます。

【併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)】(1日につき)

1日につき	介護度	サービス利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担額(3割)
併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	要介護1	5,860円	586円	1,172円	1,758円
	要介護2	6,540円	654円	1,308円	1,962円
	要介護3	7,240円	724円	1,448円	2,172円
	要介護4	7,920円	792円	1,584円	2,376円
	要介護5	8,590円	859円	1,718円	2,577円
併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援1	4,380円	438円	876円	1,314円
	要支援2	5,450円	545円	1,090円	1,635円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
利用者送迎加算	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合	184円/回	368円/回	552円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※1	介護福祉士の占める割合が60%以上いること	18円/日	36円/日	54円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ※1	介護福祉士の占める割合が50%以上いること	12円/日	24円/日	36円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※1	看護・介護職員の常勤職員の占める割合が75%以上いること	6円/日	12円/日	18円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	職員の総数のうち勤続年数が3年以上の者が占める割合が30%以上いること	6円/日	12円/日	18円/日
看護体制加算(Ⅰ)	正看護師を1名以上配置していること	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	24時間連絡できる体制をとり、入所者の数が25又はその端数を増す毎に1以上看護職員を配置していること	8円/日	16円/日	24円/日
看護体制加算(Ⅲ)(iv)	(Ⅰ)(Ⅱ)の要件に加え要介護度3以上の利用者の占める割合が70%以上であること	(Ⅲ)12円/日 (iv)23円/日	(Ⅲ)24円/日 (iv)46円/日	(Ⅲ)36円/日 (iv)69円/日

加算の種類	要件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8円/回	16円/回	24円/回
夜勤職員配置加算(Ⅰ) ※2	夜勤を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること	13円/日	26円/日	39円/日
夜勤職員配置加(Ⅲ) ※2	現行の要件に加え、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	15円/日	30円/日	45円/日
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画にない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合	90円/日	180円/日	270円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状が認められ、医師が必要と判断した場合	200円/日	400円/日	600円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	基本利用料の8.3%	基本利用料の8.3%	基本利用料の8.3%
生活機能向上連携加算	i : 医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問し、短期入所の事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成すること ii : 当該計画に基づき、訓練を実施すること	200円/月	400円/月	600円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	i : 日常生活に支障を来すおそれのある認知症の者の占める割合が50%以上 ii : 専門的な研修の修了者を対象者の数に対し10増すごとに1を加えた数以上配置し、専門的なケアを実施していること	3円/日	6円/日	9円/日
特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合 サービス提供体制加算Ⅰ又は日常生活支援加算を算定している場合	1月の基本利用料の2.7%	1月の基本利用料の2.7%	1月の基本利用料の2.7%
特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月の基本利用料の2.3%	1月の基本利用料の2.3%	1月の基本利用料の2.3%

注意 ※1の加算に関しては、同時に算定しません。どれか一つのみの加算となります。

※2の加算に関しては、要支援の方は算定しません。

(2) その他の費用等

負担限度額			所得区分
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者	第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
		第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
		第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
	第4段階	市区町村民税課税世帯、利用者個人の資産状況	

利用者 負担段階	居住費（滞在費）				食費			合計	
	居 室 環 境	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	基準費 用額の 上限	負担限 度額	補足給 付額の 上限	利用者負 担額	補足給付 額の上限
第1段階	多 床 室	840円	0円	840円	1,380円	300円	1,080円	300円	1,920円
第2段階		840円	370円	470円	1,380円	390円	990円	760円	1,460円
第3段階		840円	370円	470円	1,380円	650円	730円	1,020円	1,200円
第4段階		840円	840円	0円	1,380円	1,380円	0円	2,220円	0円

- 電気料金・・・・・・・・・・ 電化製品を持ち込む場合（電化製品1台ごと）
月額1,000円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 預り金出納管理費・・・・・・ 事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合
月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
- 日常生活費・・・・・・・・・・ 利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、
実費をご負担していただきます。

(3) 入所開始前のサービスの中止

利用者が入所開始日当日にサービスの中止を申し出た場合キャンセル料をいただきます。利用者の様態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。

キャンセル料 500円/1回